## 教育情報に関する連絡表

【 教育情報提供者記入欄 】			情報提供年月日	平成28年	9月	4 日
	(フリガナ)				性	① 男性
	氏 名				別	②(女性)
情報提供者等	住 所	岐阜県	北方	方 町 村 (郡名は)	記入し	ない。)
	年 齢	①201	議代 ②30歳代 ③	③ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	色 (5	)60歳代
	情報の種類 ①意見		②要望 ③情報提供 ④質問			
	回答の希望	<ul><li>①教育</li></ul>	委員会の回答を希望	②教育情報のみず	回答は	不要
情報のテーマ	(1テーマにつき、1枚の連絡表をご使用ください。)					
	6月10日 時の記念日					

6月10日は「時の記念日」です。北方町には北方町指定文化財の「時の太鼓」があります。 <時の太鼓>

寛文8年(1668年)、加納藩主松平波守光重の三男、戸田光賢(光直)は五千石を分地され、北方戸田家が成立しました。北方城の跡地に陣屋を設けて明治2年(1869年)版籍奉還まで領主を歴任し周辺地域の中心地として繁栄しました。

元禄 10 年 (1697 年) 北方領主戸田光賢は、将軍徳川綱吉に馬術の妙技を上覧し、その褒美に御三家以外は使用できないという「時の太鼓の打ち上げ打法」を賜りました。明治時代になり、時の太鼓は時代の流れの中でその役割を終え、長い間日の目を見ることはありませんでしたが、北方町文化財保護協会の発足を機に昭和 56 年ごろから「時の記念日」に昔ながらの打ち方で、時を告げています。

時の記念日の6月10日に、時の太鼓は「明六ツ」~「暮六ツ」まで7回打ちます。

・明六ツ・・午前 4 時 37 分

五ツ・・午前7時2分

四ツ・・午前9時27分

九ツ・・午前 11 時 52 分

八ツ・・午後2時17分

七ツ・・午後 4 時 42 分

暮六ツ・・午後7時7分・・日の出から日の入りまで約2時間25分間隔で太鼓を打ちます。

時の記念日には毎年、町内の幼、保育園児、町内の各小学校3年生の児童、北方町文化財保護協会、北方町婦人会、その他保護者、関係者が「時の太鼓」の所在地、西順寺に集まり、昔ながらの太鼓の打ち方を聴いたり、歴史を学びます。そして、婦人会の皆さんが「北方踊り」「北方シャンソン」という踊りを、子どもたちと共に踊り交流を深めます。最後には、実際に「時の太鼓」を打たせてもらうことができます。

わが町の歴史を学び、実際に触れ、地域の方と交流を深めることもできる、重要な活動となっています。